

介護給付費 過誤申立依頼書

相模原市長 あて

年 月 日

下記の介護給付について、過誤申立を依頼します。なお、当該事業所の請求誤り等で当月支払額が過誤調整額を下回った場合においては、各都道府県国民健康保険団体連合会が発行する納入通知書により、差額調整を行うことに同意します。

事業者名		事業者番号	
住所			担当
電話番号	—	—	件数

被保険者番号	過誤申立対象年月（サービス提供年月）	提供サービス名	申立事由	理由・経緯等
氏名		様式番号	申立事由番号	
	令和 年 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 月			[]
	令和 年 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 月			[]
	令和 年 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 月			[]
	令和 年 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 月			[]
	令和 年 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 月			[]

記入例

相模原市長 あて

介護給付費 過誤申立依頼書

過誤申立対象のサービスを
提供した事業所の
情報を記入

提出日を記入

yy 年 MM 月 DD 日

下記の介護給付について、過誤申立該事業所の請求誤り等で当月支払
場合においては、各都道府県国民
する納入通知書により、差額調整

過誤申立対象の月にマル
(複数指定可)
※提供年が異なる場合は
次行に記載

事業者名	〇〇訪問介護事業所	事業者番号	0123456789			
住所	相模原市中央区中央2-11-15			担当	南	
電話番号	000	—	000	—	0000	
				件数	7	

被保険者番号	過誤申立対象年月 (サービス提供年月)	提供サービス名	申立事由	過誤申立を行う件数を 記入 *対象年月ごとに1件
氏名		様式番号	申立事由番号	
0000000001	令和 α 年 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 月	訪問・通所等 (様式第二)	請求誤りによる実績取り下げ	請求ソフト入力時に誤りがあり、○ ○加算の請求漏れがあった。
相模原 太郎		1 0	0 2	
0000000002	令和 α 年 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 月	訪問・通所等【予防】 (様式第二の二)	その他の事由による実績取り下げ	市の実地指導により指摘あり。モニ タリング未実施による運営基準減算 となった。
緑 次郎		1 1	9 9	
0000000002	令和 β 年 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 月	訪問・通所等【予防】 (様式第二の二)	請求誤りによる実績取り下げ	月途中で区分変更をかけた為、本 来、日割り請求すべきところを月包 括単位で請求していた。
緑 次郎		1 1	0 2	
X H0000000001	令和 β 年 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 月	訪問・通所等 (様式第二)	請求誤りによる実績取り下げ	社会福祉法人等による軽減対象者だ が軽減欄に入力漏れがあった。
中央 三郎		1 0	0 2	
	令和 年 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 月	取り下げたい請求のサービス名を記載。 提供サービス名・申立事由は、別紙「様式番号一 覧」「申立事由番号一覧」を確認。		

Hから始まる番号の過誤申立は
介護保険課では受付できません。
生活保護担当課へ提出して下さい。

<提出について>

提出期限は、毎月10日(必着)です。(10日が閉庁日の場合は前閉庁日)
介護保険課窓口・郵送にて提出してください。FAXによる提出はできません。

【郵送先】〒252-5277 相模原市中央区中央2-1-15
相模原市役所 介護保険課 総務・給付班

【直接提出の場合】〒252-5277 相模原市中央区富士見6-1-20
あじさい会館4階 介護保険課 総務・給付班

<注意点>

- 10日までに提出された過誤申立依頼書を同審査月にて処理します。
(例：4月10日に過誤申立依頼書提出→4月審査で請求取下)
- 返戻または保留になっている請求は過誤申立することが出来ません。
⇒返戻された請求は過誤申立不要です。
保留になっている請求は審査確定後、返戻されなければ過誤申立依頼をしてください。
- 一の被保険者に対し同審査月に給付管理票の修正と過誤申立をすることは出来ません。
⇒過誤申立をした審査月の翌月に給付管理票の修正をしてください。
- 請求時効(2年)を過ぎたものは過誤申立出来ません。※報酬返還が生じるものを除く
- 介護サービスと介護予防サービスでは様式番号が異なります。被保険者の要介護度を確認してください。
- 総合事業サービス(要支援者及び事業対象者の訪問・通所・ケアマネジメント)の過誤申立は当様式では出来ません。
⇒「総合事業費(介護予防・生活支援サービス事業費) 過誤申立依頼書」をご使用ください。
- 保険者が相模原市であることを確認してください。

様式番号一覧

様式番号	提供サービス名	サービス種類
10	訪問・通所等 (様式第二)	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハ、 居宅療養管理指導、通所介護、通所リハ、福祉用具貸与 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護（短期利用以外） 小規模多機能型居宅介護（短期利用） 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用以外） 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用）
11	訪問・通所等【予防】 (様式第二の二)	介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハ 介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハ 介護予防福祉用具貸与、介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用以外） 介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）
21	短期入所生活介護 (様式第三)	短期入所生活介護
24	短期入所生活介護【予防】 (様式第三の二)	介護予防短期入所生活介護
22	短期入所療養介護：老健 (様式第四)	介護老人保健施設における短期入所療養介護
25	短期入所療養介護：老健【予防】 (様式第四の二)	介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護
2A	短期入所療養介護：医療院 (様式第四の三)	介護医療院における短期入所療養介護
2B	短期入所療養介護：医療院【予防】 (様式第四の四)	介護医療院における介護予防短期入所療養介護
23	短期入所療養介護：病院療養 (様式第五)	病院・診療所における短期入所療養介護
26	短期入所療養介護：病院療養【予防】 (様式第五の二)	病院・診療所における介護予防短期入所療養介護
30	認知症対応型共同生活介護 (様式第六)	認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）
31	認知症対応型共同生活介護【予防】 (様式第六の二)	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）
32	特定施設入居者生活介護等 (様式第六の三)	特定施設入居者生活介護（短期利用以外） 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用以外）
33	特定施設入居者生活介護【予防】 (様式第六の四)	介護予防特定施設入居者生活介護
34	認知症対応型共同生活介護：短期 (様式第六の五)	認知症対応型共同生活介護（短期利用）
35	認知症対応型共同生活介護：短期【予防】 (様式第六の六)	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）
36	特定施設入居者生活介護等：短期 (様式第六の七)	特定施設入居者生活介護（短期利用） 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）
40	居宅介護支援 (様式第七)	居宅介護支援
41	居宅介護支援【予防】 (様式第七の二)	介護予防支援
50	介護老人福祉施設等 (様式第八)	介護福祉施設サービス 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
60	介護老人保健施設 (様式第九)	介護保健施設サービス
61	介護医療院 (様式第九の二)	介護医療院サービス
70	介護療養型医療施設 (様式第十)	介護療養施設サービス

申立事由番号一覧

申立事由番号	申立事由
02	請求誤りによる実績取り下げ
12	請求誤りによる実績取り下げ（同月過誤※）
99	その他の事由による実績取り下げ（実施指導等により指摘を受けたもの含）

※修正対象の請求について、過誤申立と再請求を同審査月に行う場合。
（例：4月10日までに過誤申立依頼書提出、併せて4月審査に向けて再請求
⇒請求重複エラーにならず再請求の内容が4月に審査される）

なお、一の被保険者に対し同審査月に「過誤申立」「給付管理票の修正」「再請求」をすることは出来ません。